



## 湾岸・アラビア半島地域ニュース

### オマーン：金融市場法の改正

(1月29日付現地各紙)

1月27日、金融市場の透明度及市場プレイヤーによる情報公開水準を先進国レベルに引き上げることを目的とした金融市場法の改正が同日付国王勅令により承認された。

本改正に関する金融市場管理局 (Capital Market Authority : CMA) の説明：

1. 投資信託における現行49%の外資割合上限が廃止された。上限廃止は、政府による外国投資の誘致促進策に沿って行われたもので、今後、海外投資家は「外国投資法」に拘束されることなく投資商品ごとに定められた外資割合上限まで投資が可能となる。
2. 本改正の目的は、公開株式によって運営される企業による財務諸表の作成・提示が投資家の求めに応じ一定期間内に速やかに行われることであり、企業の透明度及び情報公開水準の向上のみならず、投資家の信用強化にも繋がるものと期待される。従って、収支及び資産に係る情報公開制度に従わない企業に対し罰金を課す制度が導入され、CMAには罰金課徴に関する権限が与えられた。
3. 国内で銀行、企業、証券会社、各種国債及びファンド等を評価する格付会社への需要が増大傾向にあるのを背景に、本改正により格付会社の統制に関するCMAの権限が強化された。
4. 投資信託における投資対象に不動産等が追加され、従来の株式一本から多様化されることになり、投資機会の拡大及び更なる投資家誘致が見込まれる。
5. インサイダー取引の防止を目的に、取引に関わる企業は全て情報公開の対象となる。CMAは情報公開に係る各種条件及びインサイダー取引に関する規律を定め、インサイダー取引の防止に努める。更にCMAには、違反者との調停を行う権限が付与され、訴訟に至る前に金銭的解決が成立するよう配慮されている。

本「かわら版」の許可なき複製、転送、引用はご遠慮ください。

ご質問・お問合せ先 財団法人中東調査会 TEL:03-3371-5798、FAX:03-3371-5799